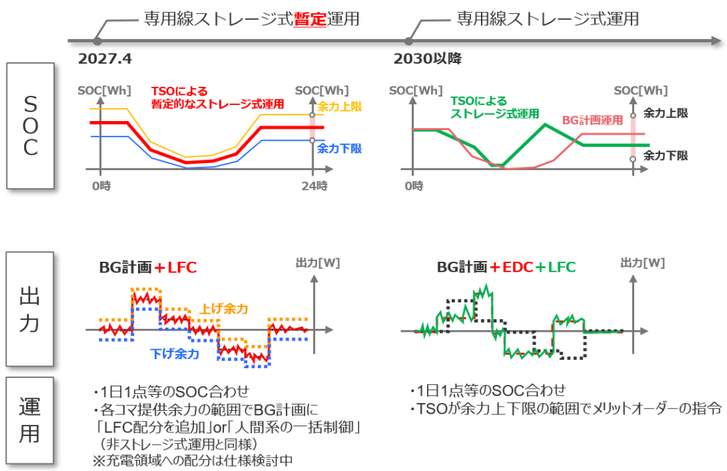
専用線蓄電池事業者さまからよくいただくご質問へのご回答

2026/11/4更新

事業者さまからよくいただくご質問およびこれに対する回答を掲載しております。
中部電力パワーグリッド株式会社への専用線オンライン接続をご検討いただいている事業者さまはご確認いただきますようお願いいたします。
また、**本内容は中部電力パワーグリッド株式会社へ専用線オンライン接続いただく場合のもの**となります。
他の一般送配電事業者さまへ接続いただく場合は、対象の一般送配電事業者さまへご確認ください。
なお、本内容は、制度変更等に応じて見直すことがあります。

#	種別	ご質問	ご回答
1	システム	需給調整市場において、専用線オンライン接続で参入したいと考えております。 専用線オンライン接続が必要な一次調整力にだけ参入し、二次調整力①に参入しないことは可能でしょうか。	可能です。 一次調整力だけであれば、弊社では専用線オンライン接続における上りのTM情報のみで参入いただくことが可能です。 また、二次調整力①には参入せず、一次調整力に加えて、二次調整力②、三次調整力①および三次調整力②のいずれか（または全て）の商品に参入いただく場合は、簡易指令システムによる調整力指令を選択いただくことが可能です。
2	余力活用	ストレージ式運用の蓄電池の余力活用はどのように行うのですか。	当面の間は、揚水発電と同様の取扱いを行うストレージ式運用ではなく、火力発電などと同様の考え方で、各コマ提出いただいた発電計画値（発電上下限値を含む）、需要計画値、需給調整市場の約定量（二次①～三次②）および余力情報（上げ余力量、下げ余力量）をもとに、各コマの余力活用範囲を算定し、余力活用を行う「暫定的なストレージ式運用」を行います。 暫定的なストレージ式運用では、以下のイメージのとおり、ご提出いただいた各種計画を参照し、余力幅上下限値の範囲で運転いたします。 なお、暫定的なストレージ式運用の間、弊社中給では、SOCの管理を実施せず、調整力提供者（BG）にて実施いただくため、適宜、BGにて各種計画を見直し、提出いただきます。 
3	余力活用	中部エリアでは、いつからストレージ式運用を行うのですか。	システム改修に向けて社内検討を進めており、2030年度以降の対応を予定しております。 具体的な運用方法については、別途周知させていただきます。
4	余力活用	ストレージ式運用の対象となるのはどのような蓄電池ですか。	以下の蓄電池等電源が対象となります。 （広域機関の審議会（第105回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会資料2）で整理されております。） ・10MW以上の専用線オンラインで制御する長期脱炭素電源オークションおよび容量市場の落札電源 ・上記以外のうち、専用線オンライン接続で10MW以上の容量かつ余力活用契約を締結している電源で、事業者がストレージ運用を希望し、TSOの需給運用に資するもの（要望される場合は、個別協議させていただきます。）

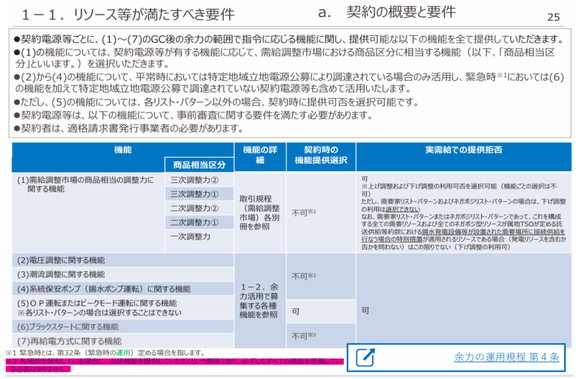
中部電力パワーグリッド株式会社
目的外使用・複製禁止

#	種別	ご質問	ご回答
5	余力活用	水位合わせ（SOC（充電電力量）合わせ）とは何ですか。	揚水発電および蓄電池等は調整力提供者（BG）が主体的に計画を策定します。BGは1日1点等で余力幅（余力水位上下限）をTSOへ提示し、余力幅内の水位を始点として計画を策定します。水位合わせ（SOC（充電電力量）合わせ）は、BGとTSOにて、この始点を相互に認識合わせすることを指します。
6	余力活用	暫定的なストレージ式運用ではSOC（充電電力量）合わせを実施しますか。	実施いたします。 暫定的なストレージ式運用期間においては、#2のとおり、調整力提供者（BG）にてSOC（充電電力量）計画が運用可能な範囲（余力活用可能な範囲）を逸脱しないよう広域機関へ提出する発電計画（発電上下限値を含む）、需要計画、および需給調整市場システムの余力情報（上げ余力量、下げ余力量）を適宜見直しいただく運用となりますので、各種計画の提出を以て1日1点等のSOC合わせの情報として代用（余力をアワー換算したものをSOC合わせコマの余力幅とみなす）いたします。 ただし、本格的なストレージ式運用の適用を見越して、1日1点等（24時）でのSOCの余力幅のデータ提出を希望される場合は、対応方法について個別に協議させていただきます。
7	余力活用	本格的なストレージ式運用の場合も各コマの余力提供計画の提出は必要でしょうか。 （暫定運用の場合と同様の考え方での提出でしょうか）	本格的なストレージ式運用の具体的な余力活用の方法につきましては、2029年度以降のシステム改修に向けて検討を進めております。 本格的なストレージ式運用に移行する前に、別途周知させていただきます。
8	余力活用	暫定的なストレージ式運用における各コマの上げ下げ余力幅の考え方はどのようにすればよいですか。	非ストレージ式運用と同様に、容量市場のリクワイアメント等を考慮し、ゲートクローズ前の計画策定に影響を与えない範囲で事業者さまにて算定ください。
9	余力活用	暫定的なストレージ式運用における各コマの上げ下げ余力幅は、どのように提出するのですか。	需給調整市場の約定結果を踏まえ、調整力提供者（BG）にて算定された各コマの上げ下げ余力量は、広域機関に提出する発電販売計画（発電上下限値を含む）および需給調整市場システムへ提出する余力情報（上げ余力量、下げ余力量）に反映いただきます。
10	余力活用	非ストレージ式運用の場合、蓄電池の余力活用はどのように行うのですか。	火力発電などと同様に各コマ提出いただいた発電計画値、発電上下限値、需要計画値、需給調整市場の約定量（二次①～三次②）および余力情報（上げ余力量、下げ余力量）をもとに運転を行います。 SOC（充電電力量）は調整力提供者（BG）に管理いただくため、SOC合わせは実施いたしません。
11	余力活用	容量市場のリクワイアメント対応として、1日1サイクル程度の稼働を日毎に厳密に守る必要がありますか。	サイクル数制約につきましては、調整力提供者（BG）にて計画管理いただきます。 容量市場のリクワイアメント対応の詳細は電力広域的運営推進機関にお問い合わせください。
12	余力活用	暫定的なストレージ式運用において、上げ余力＝下げ余力＝０の場合のkWh精算はインバランス精算と調整力精算のどちらでしょうか。	上げ余力＝下げ余力＝０の場合はインバランス精算となります。 この場合、調整力の機能を使用できない（余力の提供ができない）ことになるため、43LFC,43EDCの除外をお願いします。
13	余力活用	一次調整力を含む複数の商品相当の余力活用契約を締結しています。 一次調整力単独約定時に、一次調整力以外の商品相当の上げ余力を拒否することはできますか。	余力の運用規程第26条および余力の活用ガイドP.63のとおり、余力活用に関する契約により、ΔkWとして約定した当該商品以外の機能で使用する場合がございます。また、余力の運用規程第4条にあるとおり、上げ調整および下げ調整の利用可否は機能ごとに選択することができないことから、一次調整力以外の商品の余力を選択して、上げ余力を拒否することはできません。 ただし、暫定的なストレージ式運用の適用期間につきましては、事業者さまに蓄電池設備のkWh消費制約等の合理的なご説明をいただくことなどを前提に、具体的な対応については個別に協議させていただきます。
14	システム	一次調整力と三次調整力①②の商品で需給調整市場に参入する予定です。 専用線オンライン接続で制御することは可能でしょうか。	一次調整力は需給調整市場の商品要件のとおり、自端制御となりますので上り情報の伝送を専用線オンライン接続いただくことは可能です。 他方で、専用線オンライン接続で二次調整力①②、三次調整力①②の商品相当の制御をご希望される場合は、弊社システムの仕様により、二次調整力①の商品相当の余力活用契約の締結が必須となります。 二次調整力①を提供する機能がない場合は、一次調整力のみを専用線オンライン接続とし、三次調整力①②の制御は簡易指令システムによる接続をご検討いただきますようお願いします。
15	作業停止	アグリゲータと中給の双方から指令を受けることができる蓄電所があります。 作業停止期間中において、アグリゲータから作業に伴う出力指令を受信して現地試験等を実施することは問題ないですか。（中給から専用線を介した指令が来ないものとして試験を行います）	問題ございません。作業停止時は、調整電源の機能入切の43SWを除外にしていただくことで、弊社中給の調整力指令対象から除外します。 この場合の弊社中給からの調整力指令値として、専用線オンライン接続で弊社中給に送信された最新の出力値を継続的に送信します。 なお、定格容量100MW以上の蓄電池事業者さまにつきましては、作業に関連して実系統での充放電出力試験等を実施する場合は、試験で予定する出力変化の計画カーブを提出していただきます。

中部電力パワーグリッド株式会社
目的外使用・複製禁止

#	種別	ご質問	ご回答
16	システム	専用線オンライン接続する場合、SV、TMなどの必要な情報は、どのような要素がありますか。	特別高圧に連系する蓄電池は、弊社HP掲載の「専用線オンライン構築時の情報伝送等技術仕様書（特高・蓄電池）（暫定版）」をご確認ください。 高圧に連系する蓄電池は、概ね同じ項目となりますのでご参照いただき、必要に応じてお問合せください。（再エネ出力制御に関する項目など一部不要となる項目がございます。）
17	システム	専用線オンライン接続の蓄電池および簡易指令システム接続の蓄電池への中給システムの対応可能時期を教えてください。	簡易指令システム接続の蓄電池対応は2026年4月1日運用開始済です。 専用線オンライン接続の蓄電池対応（余力活用契約あり）※は2027年4月1日運用開始予定となります。 ※専用線蓄電池対応（余力活用契約なし）については、現在システム仕様検討中のため、対応時期は別途お知らせします。
18	システム	電力量の実績値は送電端の値を送信するのですか。	送電端の値を送信いただきます。 ただし、電力量の実績値は、弊社が設置するスマートメータにより受信しますので、専用線オンライン接続を介して送信いただく必要はございません。
19	システム	容量市場（発動指令電源）に参入している場合、発動指令は専用線オンライン接続からの調整力指令に包含されるのですか。	容量市場の発動指令電源への指令は、実需給の３時間前までに、予め申し合わせた連絡方法（例えば電話やメール等の連絡方法）で指令を出します。事業者さま側で発電計画の計画値を発動指令を考慮した値に変更して広域機関にご提出いただくことで、発動指令時間の開始時点で、専用線オンラインから送信される指令値は発動指令が考慮された値になります。
20	システム	専用線蓄電池で、一次～三次②の商品について、余力活用契約を締結する予定です。 一次調整力は自端制御ですか、それとも専用線オンライン接続からの調整力指令に追随する制御ですか。	一次調整力は需給調整市場の商品要件のとおり、自端制御となります。 商品要件に応じた間隔で専用線から受信する最新の調整力指令をベース値として、周波数変化に合わせて応動してください。
21	システム	蓄電所構内に設置する充電停止装置と転送遮断されるN-1充電停止装置の違いを教えてください。	充電停止装置には、設置場所と目的によって、以下の2装置があります。 ○　事業者さまの蓄電所に設置する充電停止装置（事業者さま設備に機能具備いただきます） 蓄電所が接続される系統の周波数が低下した場合に当該蓄電所を充電停止します。 ○　弊社の変電所に設置するN-1電制充電停止装置（親局）の情報を受信するための端末装置（子局） 蓄電所が接続される送電線や変圧器などの流通設備が過負荷になった場合、親局からの転送遮断信号を受信して当該蓄電所を 充電停止します。
22	出力制御	専用線オンライン接続からの調整力指令値には、出力制御指令値が包含されますか。 また、調整力指令と出力制御指令が重複した場合、どのような対応が必要となり、アセスメントではどのように取扱いますか。	包含されません。 弊社システムでは、出力制御指令と調整力指令は無関係に別々の値として送信されます。（第50回系統WG資料2「日本版コネクト＆マネージにおけるノンファーム型接続の取組」16ページの方法Aを弊社では採用しております） また、調整力指令と出力制御指令が重複した場合を含め、蓄電所では常に出力制御指令値を発電できる上限値として、調整力指令および一次調整力に応動いただきます。アセスメントの詳細な取扱い等については、第61回需給調整市場検討小委員会　資料3「調整力指令と出力制御指令が重複した場合の取り扱いについて 」をご参照ください。 なお、出力制御方法がオンラインの場合で、一次調整力（通常の一次および一次オフライン含む）として自端制御をいただくケースについては、26ページ出力制御方法の方法Aの一次調整力の部分をご参照ください。 経済産業省HP：https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/keito_wg/pdf/050_02_00.pdf 電力広域的運営推進機関HP：https://www.occto.or.jp/iinkai/jukyuchousei/61.html
23	出力制御	出力制御の仕組みについて教えてください。	出力制御の仕組みについて、弊社HPをご参照ください。 弊社HP：https://powergrid.chuden.co.jp/goannai/ippan/powerconnection/facility/
24	出力制御	出力制御において、発電計画の修正が必要になるケースはどのような場合でしょうか。	一次調整力のみ専用線オンライン接続の蓄電池で、ローカル系統混雑かつ当該電源がノンファーム電源に該当する場合、発電上限電力および発電計画の修正が必要になります。その他のケースでは調整電源となるため書換は不要となりますが、充電電力量（SOC）の計画が、その後の発電・充電計画によって運用上下限値を超過しないように適宜各種計画を見直しください。 2022年11月15日付け資料　電力ネットワークの次世代化（7スライドをご参照ください）： https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/046_02_00.pdf

中部電力パワーグリッド株式会社
目的外使用・複製禁止

#	種別	ご質問	ご回答
25	余力活用	余力活用契約の締結にあたり、どの機能を提供すればよろしいでしょうか。また、余力活用可否区分はどのように選択すればよろしいでしょうか。	余力の運用規程第4条のとおり、需給調整市場の商品相当の調整力に関する機能をはじめ、各機能を保有している場合に当該機能を全て提供していただく必要があります。 ・容量市場で落札済みの調整機能を有する電源等を提供する容量提供事業者は、上げ調整力および下げ調整力の両方を提供する必要があります。 なお、容量市場で落札していない場合で、調整機能を有している場合は、上げ調整力および下げ調整力の両方を提供する必要はありません。 また、二次調整力①、二次調整力②、三次調整力①、三次調整力②の上げ調整力または下げ調整力のどちらか片方とする場合、発電計画値（発電上下限値を含む）、需要計画値、需給調整市場の余力情報（上げ余力量、下げ余力量）については、提供しない方向の余力量は0になるよう計画提出していただく必要があります。  1－1．リソース等が満たすべき要件　a．契約の概要と要件　25 ●契約電源等ごとに、(1)～(7)のGC後の余力の範囲で指令に応じる機能に関し、提供可能な以下の機能を全て提供していただきます。 ●(1)の機能については、契約電源等が有する機能に応じて、需給調整市場における商品区分に相当する機能（以下、「商品相当区分」といいます。）を選択いただきます。 ●(2)から(4)の機能について、平常時においては特定地域立地電源公募により調達されている場合のみ活用し、緊急時※1においては(6)の機能を加えて特定地域立地電源公募で調達されていない契約電源等も含めて活用いたします。 ●ただし、(5)の機能については、各リスト・パターン以外の場合、契約時に提供可否を選択可能です。 ●契約電源等は、以下の機能について、事前審査に関する要件を満たす必要があります。 ●契約者は、適格請求書発行事業者の必要があります。 機能 / 商品相当区分 / 機能の詳細 / 契約時の提供選択 / 実需給での提供拒否 (1)需給調整市場の商品相当の調整力に関する機能 / 三次調整力② / 三次調整力① / 二次調整力② / 二次調整力① / 一次調整力 / 取引規程（需給調整市場）各別冊を参照 / 不可※2 / 可 ※上げ調整および下げ調整の利用可否を選択可能（機能ごとの選択は不可） ただし、需要家リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターンの場合は、下げ調整の利用は選択できない なお、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンであって、これを構成する全ての需要リソースおよび全てのネガポジ型リソースが属地TSOが定める託送供給等約款における最大発電設備等が設置された供給地点特定日など場合が特定措置が適用された)リソースである場合（発電リソースを含むか否かを問わない）はこの限りでない（下げ調整の利用可） (2)電圧調整に関する機能 / (3)潮流調整に関する機能 / (4)系統保安ポンプ（揚水ポンプ運転）に関する機能 / (5)ＯＰ運転またはピークモード運転に関する機能 ※各リスト・パターンの場合は選択することはできない / (6)ブラックスタートに関する機能 / (7)再給電方式に関する機能 / 1－2．余力活用で募集する各種機能を参照 / 不可※2 / 可 / 不可※2 / 可 ※1 緊急時とは、第32条（緊急時の運用）定める場合を指します。 余力の運用規程 第４条 2.1.1.2　余力活用に関する契約書の内容記入および締結 調整機能を有する電源等を提供する容量提供事業者は、一般送配電事業者からの連絡に基づき、一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結します。 注：容量提供事業者は、一般送配電事業者と締結する余力活用に関する契約において、上げ調整力および下げ調整力の両方を提供する必要があります。
26	余力活用	余力活用に使用する余力幅上限値、余力幅下限値、指令値の範囲はどのように設定されるのでしょうか。	「添付資料：余力幅と指令値の範囲」をご参照ください。

以上

中部電力パワーグリッド株式会社
目的外使用・複製禁止

添付資料　余力幅と指令値の範囲

1．上げ・下げ余力幅と指令値の範囲

中給（基幹給制）システムから送信される出力制御信号の EDC 指令値＋LFC 指令値は、蓄電所の発電計画および需要計画に基づき算定された当該コマの運転点となるベースライン（以下、BL と記載する）を基準とし、広域機関システムおよび需給調整市場システムに提出された各種計画、上下限値から算定される余力幅の範囲となる。この指令値の範囲の作成方法は以下のとおりとする。

・BL＝発電計画－需要計画

・余力幅上限値（約定分も含む）＝BL＋上げ余力幅（約定分を含む）

・余力幅下限値＝BL－下げ余力幅

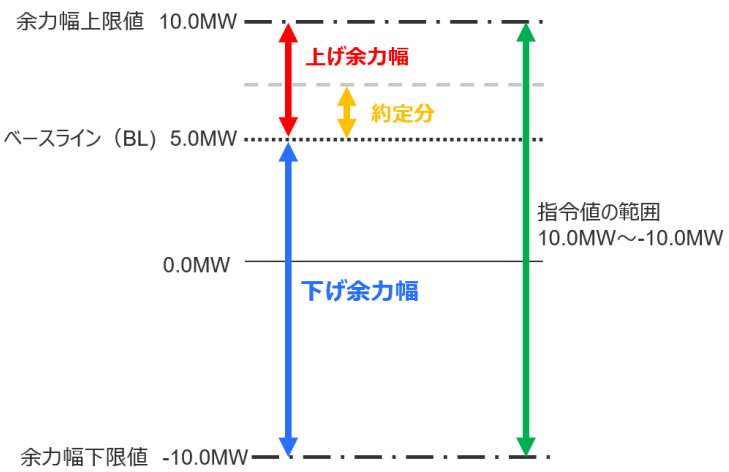


図　1　上げ・下げ余力幅と指令値範囲イメージ

目的外使用・複製禁止

2．BL、余力幅上下限値の諸元

当社中給（基幹給制）システムが、当該蓄電所の発電販売計画および需要調達計画を未受信の場合、需給制御不可と判断し、EDC 指令値および LFC 指令値の送信ワードに F1 フラグが設定される。また、余力情報のみ未受信の場合は、発電販売計画に設定されている発電上下限値により、余力幅上限値・下限値を計算する。

また、BL および余力幅上下限値を算定するために必要となる事業者の提出値と、当社での算定値の項目は表 1 のとおりとする。

なお、各種計画の提出値のうち 30 分 kWh 単位の諸元は、当社にて kW 単位に換算（2 倍）したうえで取扱うことに留意する。

表 1　BL、余力幅上下限値の算定に使用する項目一覧

項目	種別	説明
発電計画値	提出値	広域機関システムに提出する発電計画値（kW 換算値）
発電上限値		広域機関システムに提出する発電上限値（kW 換算値）
発電下限値		広域機関システムに提出する発電下限値（kW 換算値） 余力幅下限値が充電領域となる場合は、発電下限＝0 とすること
需要計画値		広域機関システムに提出する需要計画値（kW 換算値）
上げ余力量		需給調整市場システムに提出する余力情報の上げ余力（kW 換算値） BL から上限値までの上げ余力量とすること
下げ余力量		需給調整市場システムに提出する余力情報の下げ余力（kW 換算値） BL から下限値までの下げ余力量とすること 下限値が充電領域となる場合は損失率を含むこと
BL	当社 算定値	中給（基幹給制）システムから指令する当該コマの基準値として算定 BL＝発電計画値－需要計画値
余力幅上限値		中給（基幹給制）から指令する当該コマの上限値として算定
上げ余力幅		中給（基幹給制）から指令する当該コマの上げ余力範囲として算定 上げ余力幅＝余力幅上限値－BL
余力幅下限値		中給（基幹給制）から指令する当該コマの下限値として算定
下げ余力幅		中給（基幹給制）から指令する当該コマの下げ余力範囲として算定 下げ余力幅＝｜BL－余力幅下限値｜

目的外使用・複製禁止

3．発電販売計画、需要調達計画の紐付けに伴う需要ＢＧコードの組成

中給（基幹給制）システムで BL を算出するため、蓄電所の発電販売計画と需要調達計画の紐付けが必要となる。

当面の間は、当社システム仕様の制約に伴い、充電出力帯の制御が必要となる専用線オンライン蓄電所は、需要調達計画の BG コード紐づけのため、単独需要 BG コードを組成することが必要となる。

4．BL の作成

中給（基幹給制）システムの BL 作成例を示す。

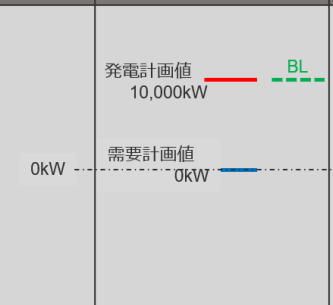
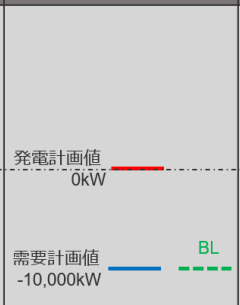
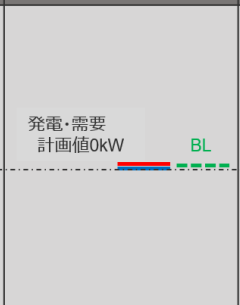
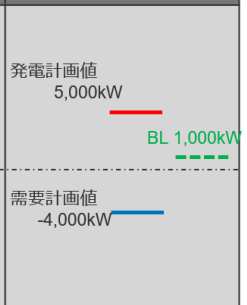
	ﾊﾟﾀｰﾝ1	ﾊﾟﾀｰﾝ2	ﾊﾟﾀｰﾝ3	ﾊﾟﾀｰﾝ4
イメージ図				
発電計画（放電）	10,000kW	0kW	0kW	5,000kW
需要計画（充電）	0kW	-10,000kW	0kW	-4,000kW
ベースライン（BL）	10,000kW	-10,000kW	0kW	1,000kW
備考	BL ＞ 0kW	BL ＜ 0kW	BL＝ 0kW	相殺処理 BL ＞0kWの例

図　2　中給（基幹給制）システムの BL 作成イメージ

※　パターン 4 は、発電計画値と需要計画値が同一 30 分コマに存在したケースとなる。

この場合、BL は相殺値となるため、上げ余力幅、下げ余力幅、指令値範囲が事業者側の認識と異なる可能性がある。

目的外使用・複製禁止

5．余力幅上下限値の作成

中給（基幹給制）システムの余力幅上下限値の作成例を示す。

中給（基幹給制）システムは、広域機関に提出された発電販売計画（発電上下限値含む）、需要調達計画と、需給調整市場システムに提出された余力情報を取込み、余力幅上下限値を算定するため、両システムに提出する計画を整合させたうえで作成・提出する必要がある。

これら計画値から当社で作成する余力幅上下限値が、何らかの理由（関係システム間の伝送処理の遅延等を含む）により整合しない場合は、中給（基幹給制）システムにて発電販売計画（発電上下限値含む）の情報を優先し、余力幅上下限値を算定する。

①　余力幅上限値作成

ア　BL≧0 のケース

余力幅上限値は、発電上限値とする。

上げ余力幅は、余力幅上限値－BL により算出する。

上げ余力量は BL から上限値までの量を提出する（BL≧0 の場合、上げ余力量は余力幅上限値算定に使用しないものの、BL＋上げ余力量が発電上限値となるよう提出する）。

項目・種別の緑色：提出値、赤色：当社算定値　　余力幅上限値

項目	種別	ﾊﾟﾀｰﾝ1	ﾊﾟﾀｰﾝ2
イメージ図	0kW	発電上限値 10,000kW 上げ余力量 5,000kW BL 5,000kW 余力幅上限値 10,000kW 上げ余力幅 5,000kW	発電上限値 5,000kW BL 5,000kW 上げ余力量 0kW 余力幅上限値 5,000kW 上げ余力幅 0kW
ベースライン（BL）	当社算定値	5,000kW	5,000kW
発電上限値	提出値	10,000kW	5,000kW
上げ余力量	提出値	5,000kW	0kW
余力幅上限値	当社算定値	10,000kW	5,000kW
上げ余力幅 (余力幅上限値-BL)	当社算定値	5,000kW	0kW
余力幅上限値 算出方法		余力幅上限値＝ Max(放電計画上限値(10,000), BL(5,000))	上げ余力幅なし 余力幅上限値＝ Max(放電計画上限値(5,000), BL(5,000))

図　3　BL≧0 の場合における余力幅上限値算出

目的外使用・複製禁止

イ　BL<0 のケース

余力幅上限値は、以下の通り算出する。

上げ余力幅は、いずれのケースにおいても余力幅上限値－BL により算出する。

中給（基幹給制）システムが上げ余力量を受信できなかった場合は、発電上限値を余力幅上限値として扱う。

（ｱ）　発電上限値＞0 の場合

余力幅上限値＝発電上限値

（ｲ）　発電上限値＝0 の場合

余力幅上限値＝Min（BL＋上げ余力量，0）

項目･種別の緑色：提出値、赤色：当社算定値　　余力幅上限値

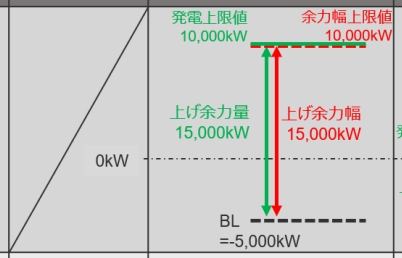
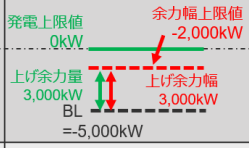
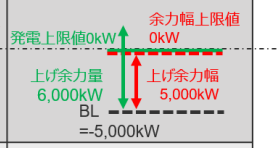
	種別	ﾊﾟﾀｰﾝ3	ﾊﾟﾀｰﾝ4	ﾊﾟﾀｰﾝ5
イメージ図				
ベースライン（BL）	提出値	－5,000kW	－5,000kW	－5,000kW
発電上限値	提出値	10,000kW	0kW	0kW
上げ余力量	提出値	5,000kW	3,000kW	6,000kW
余力幅上限値	当社算定値	10,000kW	－2,000kW	0kW
上げ余力幅 (余力幅上限値-BL)	当社算定値	15,000kW	3,000kW	5,000kW
余力幅上限値 算出方法		発電上限値(10,000)＞0 余力幅上限値＝ 発電上限値(10,000)	発電上限値＝0 余力幅上限値＝ Min(BL(-5,000)＋ 上げ余力量(3,000)),0)	<データ不整合のｹｰｽ> 発電上限値＝0 余力幅上限値＝ Min (BL(-5,000)+ 上げ余力量(6,000)),0)

図　4　BL＜0 の場合における余力幅上限値算出

パターン 5 は提出計画のデータ不整合等を想定しており、BL＝－5,000kW、発電上限値＝0kW、上げ余力量＝6,000kW から、余力幅上限値＝BL（－5,000kW）＋上げ余力量（6,000kW）＝1,000kW となるが、Min（BL(-5,000)＋上げ余力量（6,000），0）の処理により、余力幅上限値は 0kW となる。（余力幅上限値＞0 のときは、発電上限値を優先）

目的外使用・複製禁止

② 余力幅下限値作成

余力幅下限値は、BL－下げ余力量により算出する。ただし、BL≦0 かつ発電下限値＞0 の場合、計画不整合の可能性があることから、余力幅下限値は発電下限値とする。

下げ余力幅は、｜余力幅下限値－BL｜により算出する。

余力幅下限値の算出イメージを以下に示す。

項目・種別の緑色：提出値、青色：当社算定値　　余力幅下限値

	種別	ﾊﾟﾀｰﾝ1	ﾊﾟﾀｰﾝ2	ﾊﾟﾀｰﾝ3
イメージ図	0kW	BL=5,000kW 下げ余力量 15,000kW 発電下限値 0kW 下げ余力幅 15,000kW 余力幅下限値 -10,000kW	BL=5,000kW 下げ余力幅 4,000kW 発電下限値 1,000kW =余力幅下限値 下げ余力量 15,000kW	下げ余力量 2,000kW BL=5,000kW 下げ余力幅 4,000kW 発電下限値 1,000kW =余力幅下限値
ベースライン（BL）	提出値	5,000kW	5,000kW	5,000kW
発電下限値	提出値	0kW	1,000kW	1,000kW
下げ余力量	提出値	15,000kW	15,000kW	2,000kW
余力幅下限値	当社算定値	−10,000kW	1,000kW	1,000kW
下げ余力幅 ｜余力幅下限値－BL｜	当社算定値	15,000kW	4,000kW	4,000kW
余力幅下限値 算出方法		発電下限値＝0 余力幅下限値＝BL（5000）－ 下げ余力量(15000)	<データ不整合のｹｰｽ> 発電下限値>0 余力幅下限値＝発電下限値	<データ不整合のｹｰｽ> 発電下限値>0 余力幅下限値＝放電計画下限値

図 5　BL＞0 の場合における余力幅下限値算出

パターン 2 は、「発電下限値＞0、下げ余力量＞BL―発電下限値」、パターン 3 は、「発電下限値＞0、下げ余力量＜BL―発電下限値」となるような提出計画のデータ不整合のケースを想定しており、発電下限値＞0 の場合、余力幅下限値は、発電下限値を優先する。

目的外使用・複製禁止

項目・種別の緑色：提出値、青色：当社算定値　　余力幅下限値

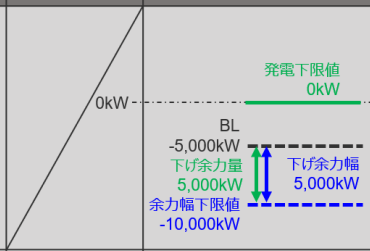
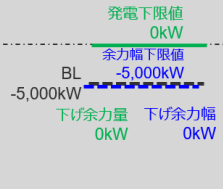
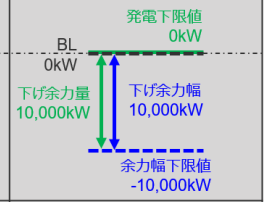
	種別	ﾊﾟﾀｰﾝ4	ﾊﾟﾀｰﾝ5	ﾊﾟﾀｰﾝ6
イメージ図				
ベースライン（BL）	提出値	−5,000kW	−5,000kW	0kW
発電下限値	提出値	BL≦0kWの場合、発電下限値=0（参照しない）		
下げ余力量	提出値	5,000kW	0kW	10,000kW
余力幅下限値	当社算定値	−10,000kW	−5,000kW	−10,000kW
下げ余力幅 ｜余力幅下限値－BL｜	当社算定値	5,000kW	0kW	10,000kW
余力幅下限値 算出方法		余力幅下限値＝ BL（-5000）− 下げ余力量(5000)	下げ余力幅なし 余力幅下限値＝ BL（-5000）− 下げ余力量(0)	余力幅下限値＝ BL（0）− 下げ余力量(10000)

図 6　BL≦0 の場合における余力幅下限値算出

BL＜0 かつ中給（基幹給制）システムが下げ余力量を受信できなかった場合は、下げ余力量＝0 とし、余力幅下限値＝BL とする。

以上

中部電力パワーグリッド株式会社
目的外使用・複製禁止